



2017年12月21日

英語版の邦訳
(訳者 城内)

危険物輸送および化学品の分類および表示に
関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

第34回化学品の分類および表示に関する世界調和 システム (GHS) 専門家小委員会報告書

開催場所：国際連合欧州経済委員会 UNECE (ジュネーブ)

開催日時：2017年12月6日～8日

項目

	段落	頁
I. 参加者	1-6	3
II. 議事次第の採択 (議題1)	7	3
III. 分類基準および関連した危険有害性の伝達 (議題2)	8-41	3
A. GHS小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG小委員会)での作業	8-13	3
1. 工業用セルロースの安定性試験	8	3
2. 酸化性物質の試験	9	4
3. GHSに関連した試験方法及び判定基準のマニュアルの使用	10-11	4
4. GHS第2.17章にしたがった供給および使用目的での鈍性化爆発物 に関する分類：工業用セルロースの試験結果	12-13	4
B. 第2.1章の検討	14-19	4
C. 粉じん爆発	20	5
D. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法	21-24	5
E. 実際分類に関する問題	25-29	6
F. 誤えん有害性	30	7
環境温度(23°C)での混合物に対する粘性率による他の判定基準の開発	30	7
G. ナノマテリアル	31	7
H. その他	32-41	7

1.	GHS にしたがった物理化学的危険性の分類	32-33	7
2.	GHS 改訂第 7 版の訂正	35	7
3.	GHS におけるリスクマネジメントの検討	36-37	8
4.	高圧ガス	38-39	8
5.	判定論理の文書への反映	40-41	8
IV.	危険有害性の情報伝達に関する課題（議題 3）	42-51	8
A.	小さな包装のラベル	42-43	8
B.	附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化	44-47	9
C.	「成分割合比率」の使用：附属書 4、A4.3.3.2.3 の検討	48	9
D.	その他	49-51	9
1.	消費者製品のラベル	49	9
2.	附属書 7、例 1～7 の修正	50	9
3.	SDS における小項目の番号	51	9
V.	GHS の実施（議題 4）	52-58	10
A.	GHS にしたがって分類した化学品リストの開発	52-54	10
B.	実施状況報告	55-56	10
1.	GHS: 実施状況相違の解釈	55	10
2.	コスタリカ	56	11
C.	他の団体及び国際機関との協力	57	11
D.	その他	58	11
VI.	GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 5）	59	11
VII.	能力強化（議題 6）	60	11
VIII.	その他（議題 7）	61-66	11
A.	非公式作業班の作業	61	11
B.	TDG 及び GHS 小委員会の合同会議	62	12
C.	T Mr. O. Kervella (Secretariat) 及び Ms. G. Ericsson (European Union) への謝辞	63-66	12
IX.	報告書の採択（議題 8）	67	12

附属書

GHS 改訂第 7 版の訂正 (ST/SG/AC.10/30/Rev.7)	13
---	----

I. 出席者

1. 第 34 回化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）専門家小委員会が、議長 Ms. M. Ruskin（United States of America）および副議長 Mr. Robin Foster（United Kingdom）で、2017 年 12 月 6 日～8 日に開催された。
2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した：Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Finland, France, Germany, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Poland, Qatar, Republic of Korea, Russian Federation, Sweden, United Kingdom and United States of America.
3. 経済社会理事会の手続き規則 72 に基づき、Romania および Switzerland がオブザーバーとして参加した。
4. 世界保健機関（WHO）および国連訓練調査研究所（UNITAR）の代表も参加した。
5. 以下の政府間機関も参加した：European Union and Organisation for Economic Cooperation and Development (OECD).
6. 以下の非政府組織の代表がそれぞれの関連する事項について議論に加わるために参加した：Australian Explosives Industry and Safety Group Incorporated (AEISG); Compressed Gas Association (CGA); Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Chemical Industry Council (CEFIC); European Industrial Gases Association (EIGA); Grain and Feed Trade Association (GAFTA); Industrial Federation of Paints and Coats of Mercosul (IFPCM); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Institute of Makers of Explosives (IME); and Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI).

II. 議事次第の採択（議題 1）

文書： ST/SG/AC.10/C.4/67 (Provisional agenda)
ST/SG/AC.10/C.4/67/Add.1 (List of documents and annotations)

非公式文書： INF.1, INF.2 (List of documents)
INF.6 (Provisional timetable)

7. 小委員会は、INF.1 から INF. 25/Rev.1 を考慮した後、事務局が用意した暫定議題を修正して採択した。

III. 分類基準および関連した危険有害性の伝達（議題 2）

A. GHS 小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 TDG 小委員会) での作業

1. 工業用ニトロセルロースに関する安定性試験

非公式文書： INF.21, item 1 (Secretariat)

8. 小委員会は、INF.21 項目 1 にある情報（試験および判定基準マニュアルにある the Bergmann-Junk and the Methyl Violet Paper 試験を工業用セルロースの安定性試験手順としての導入する提案）に注目した。小委員会は、作業が継続し、提案作成者が次回会合に公式文書を提出するつもりであることに注目した。

2. 酸化性物質の試験

非公式文書： INF.21, item 2 (Secretariat)

9. 小委員会は、INF.21 項目 2 にある情報およびフランスの専門家が TDG 及び GHS の次回会合に正式提案を出すという意向に注目した。

3. GHS に関連した試験方法及び判定基準のマニュアルの使用

非公式文書： INF.3 and Add.1 and 2 (Chairman of the Working Group on Explosives)
INF.7 (AEISG)
INF.12 (SAAMI)
INF.21, item 3 (Secretariat)

10. TDG 小委員会は、INF.21 項目 3 にある情報及び特に TDG 小委員会の爆発物に関する作業班が試験方法および判定基準マニュアルの第 1 節及び第 10 節の検討が終了したことに注目した。合意された文書は爆発物に関する作業班の報告書の補遺 1 及び 2 として回覧された (INF.53)¹。

11. 試験方法及び判定基準マニュアルにいくつかの例があり、そこでは輸送の枠組みにおける分類の責任は所管官庁にあり、一方 GHS では製造者及び供給者の自己分類に拠っている、ことが指摘された。小委員会は、爆発物に関する作業班の議長に、試験方法及び判定基準マニュアルを検討する際に、この問題に取り組むよう求めた。

4. GHS 第 2.17 章にしたがった供給および使用目的での鈍性化爆発物に関する分類：工業用セルロースの試験結果

非公式文書： INF.4 (CEFIC and WONIPA)
INF.9 (SAAMI)
INF.21, item 4 (Secretariat)

12. 小委員会は、INF.21 項目 4 にある情報及び WONIPA 及び SAAMI が提出した二つの異なるタイプのニトロセルロース (INF9 パラグラフ 4 にある“industrial”及び“energetic”) の試験結果に関する追加の情報に注目した。

13. 小委員会は、新しい試験を避けるために既存のデータを優先させるという TDG 小委員会の決定に合意した。

B. 第 2.1 章の検討

非公式文書： INF.10 and INF.20 (Sweden)
INF.21, item 5 (Secretariat)

¹ <http://www.unece.org/trans/main/dgdb/dgsubc3/c3inf52.html>

14. 小委員会は、INF10に含まれているように、前回会合以来非公式作業班によって達成された進展に注目した。作業班が爆発物に関する作業班の会議後及びGHS小委員会会合の開始前、第52回TDG小委員会会合と並行して会議を行ったことも言及された。

15. スウェーデンの専門家は、非公式作業班がINF.20の附属書に概説されているように暫定的に爆発物に関する分類システム及び判定基準に合意し、さらに危険有害性情報の伝達に関していくつかのオプションを検討したことを、小委員会に知らせた。

16. 彼は、非公式作業班が暫定的に合意した分類システムは等級を参照しており、輸送目的の既存の爆発物の分類には影響がないであろうと説明した。表示に関しては、一般的な危険有害性情報が選択された場合（例：柔軟な危険有害性情報、注意書きによって又は補助的な情報の表示の概念を用いて）、非公式作業班はGHSラベルの等級に関する情報を保持するようにいくつかのオプションを検討していると述べた。

17. 小委員会は、非公式作業班が提案された分類システムに関する作業、その実行性のチェックさらに可能な限り判定基準を検討することを継続するであろうことに注目した。表示に関しては、非公式作業班が検討を容易にするために例を用いてさまざまな表示のオプションを提示するであろう。スウェーデンの専門家は、この新しいシステムによる下流での影響が観察される必要があることを喚起させ、また第2.1章の改訂版が起草されるであろうと述べた。

18. いくつかの安全に関する説明や決定はその分類から来ているので（例：安全距離あるいは緊急時対応）、ラベルに等級の情報を保持することの重要性を強調し、もし現状の危険有害性情報を簡単にした場合、情報の欠落（例：“Explosive; mass explosive hazard”が“Explosive”になる）を懸念する専門家がいた。彼らは、これは使用者に提供している現状の防護レベルを低くするものであろうと感じた。一方、多くの爆発物は一般人には近づき難いものであり特別に訓練された人により厳しい条件下で扱われているので、そのような詳細な危険有害性情報は必要がないと考えるものもいた。

19. 小委員会はスウェーデンの専門家に対し、出されたコメントを考慮し、本課題の作業を続けるよう促した。非公式作業班の作業に加わりたい専門家はスウェーデンの専門家に連絡するように求められた。

C. 粉じん爆発

20. 本議題には文書が提出されなかったため、検討されなかった。

D. 健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法

非公式文書： INF.25 and INF.25/Rev.1 (United Kingdom and the Netherlands)

21. 小委員会は、INF.25にある健康有害性の分類のための動物を使用しない試験方法に関する非公式作業班の報告書に注目した。特に小委員会は非公式作業班が合意したことに注目した：

- (a) *in vitro* による方法に関する判定基準の詳細のレベルを制限し、一方第 3.2 章の終わりのガイダンスに詳細な表を入れた；
- (b) GHS の段階的アプローチにさらに「証拠の重み付け」を組み込む、OECD のアプローチ、現在の GHS の段階的アプローチそして欧州 CLP 規則に関する ECHA のガイダンスの共通性を考慮して、スターティングポイントとして欧州化学品庁（ECHA）の段階的アプローチを用いる；
- (c) ある陰性 *in vitro* 試験は、区分 3 を採用していない法令では「区分に該当しない」となり、この区分を採用している法令では区分 3 と「区分に該当しない」を区別するための追加的な情報が必要となる。

22. 小委員会は、非公式コレスポネンスグループが人での試験結果に関する論文とこれらの結果をどのように「証拠の重み付け」評価の中で使用できるのかについても検討していることに注目した。皮膚腐食性および刺激性に関する分類で現在ヒトデータを利用している何人かの専門家は、パッチテストと他のヒトデータから実際に分類を引き出せるより多くの方法を探すことに合意した。

23. 小委員会は、ヒトでの証拠の質の評価はグループの作業の範囲外であると考える専門家がおり、そしてこの点は INF.25 のパラグラフ 8 に十分に反映されていないことに注目した。英国及びオランダの専門家は出されたコメントを考慮して改訂された報告書を提出した（INF.25/Rev.1）

24. 小委員会は、欧州議会が化粧品に関して動物実験の世界的禁止を推進する決議について作業中である、と告げられた。European Partnership for Alternative Approaches to Animal Testing (EPAA) の活動も述べられた。

E. 実際の分類に関する問題

25. 小委員会は、非公式作業班が作業プログラム²の(a)、(b)及び(g)について検討し、次のような成果を得たことに注目した。

26. 項目 (a) に関して、非公式作業班は、つなぎの原則「ひとつの有害性区分内での内挿」に加算方法をどのように適用させるかを示すいくつかの例を検討したが、それらのうちの一つの成果について合意が得られなかった。非公式作業班は、つなぎの原則の内挿を使用しても、加算法が適用できないことを示す追加的な例の開発を検討するであろう。

27. 項目 (b) に関して、非公式作業班は、判定基準が独立に適用されている第 3.8 章と第 3.9 章（特定標的臓器毒性、単価ばく露及び反復ばく露）に統一性を与えることを示す提案に合意した。小委員会は、非公式作業班が本課題に関する非公式文書を次回会合に提出するつもりであることに注目した。

² Refer to informal document INF.39 (thirty-second session) available at: <http://www.unece.org/fileadmin/DAM/trans/doc/2016/dgac10c4/UN-SCEGHS-32-INF39.pdf>

28. 項目 (g) に関して、小委員会は、非公式作業班が ECHA により提示されたソートスターターを検討したこと、また ECHA は出されたコメントを考慮して改訂された提案を非公式作業班の次回会議に提出するつもりであることを注目した。

29. 最後に小委員会は、非公式作業班が時間不足から項目(e)の検討は次回会議に延期したことに言及した。

F. 誤えん有害性

環境温度(23°C)での混合物に対する粘性率による他の判定基準の開発

30. 小委員会は、IPPIC が ISO 2431 にしたがってフローカップを用い、塗料、ワニス及び関係製品の流下時間測定に関する作業を行っていることに注目した。IPPIC の代表は、本課題のより詳細な情報を小委員会の次回会合で提供するつもりであると述べた。

G. ナノマテリアル

31. 小委員会は、非公式作業班が OECD 及び ECHA により行われているナノマテリアルの安全性に関する作業の進捗をフォローし、またナノマテリアルに GHS が適用できるかどうか検討するためにこれらの成果を基礎とする意向であることに注目した。

H. その他

1. GHS にしたがった物理化学的危険性の分類

非公式文書： INF.8 (Germany)

32. 小委員会は、化学品に対する同時に可能な分類割当ての適切性に関して、物理化学的危険性クラスおよびその評価の組み合わせについてのドイツからの文書に感謝した。権威ある参照源として規制を受ける側、規制を作る側双方に使用されうるであろう本課題に関する小委員会からのガイダンスは、調和のとれた理解及び GHS 規定の世界的な適用につながるであろうと多くの専門家が考えた。

33. しかしながら、本作業は非常に広範で複雑であると多くの専門家が指摘し、小委員会は、本作業を始める前に、その範囲、GHS の中でどのように検討すべきか（例、ガイダンス、判定基準、参照文献）、多様な結果やオプションをどのように解決するか等々についてより明確に定義する必要があると考えた。物理化学的危険性のフォーカルポイントとしての TDG 小委員会がこの作業に加わるべきであることも指摘された。

34. 小委員会はドイツの専門家に対して、出されたコメントを考慮して本作業を一步ずつ進めるように求めた。

2. GHS 改訂第 7 版の訂正

非公式文書： INF.11 (Secretariat)

35. 小委員会は、INF11（附属書参照）にある訂正に同意した。

3. GHSにおけるリスクマネジメントの検討

非公式文書： INF.14 (Australia)

36. 小委員会は、リスクアセスメントの手順及びリスクアマネジメントの措置はGHSの範囲を超えること、さらに特定の危険有害性に与える外部要因（例、リスク）の影響をより理解するためのガイダンスの必要性はケースバイケースでのみ検討されるべきであることに言及した。これらを基本として、オーストラリアからの提案は歓迎され、INF.14の附属書にある提案されたガイダンスの原則に関していくつかのコメントが出された。

37. 小委員会は、オーストラリアの専門家に対して出されたコメントを考慮して本課題の作業を継続するように求めた。

4. 高圧ガス

非公式文書： INF.15 (CEFIC, EIGA)

38. 小委員会は、GHSで高圧下の化学品の分類について検討するための提案に対して原則的に合意した。しかし何人かの専門家が明確化を要求し、多くの問題に関してコメントした（例、高圧下の化学品に別の章を割り当てることを検討；エアゾールとの完全な融合；「高圧下の化学品」と「ガス混合物」を区別するための50%カットオフ値の理由に関する詳細な説明；提案された危険有害性情報にある「破裂」の使用；液体及び固体の代わりに用いる「化学品」の使用の検討）。

39. 小委員会は、CEFIC及びEIGAの代表に出されたコメントを考慮して次回会合に改訂された提案を提出するように求めた。

5. 判定論理の文書への反映

非公式文書： INF.13 (Canada)

40. 大部分の危険有害性クラスで、判定論理は判定基準の一部となっていないことが指摘された。小委員会は、異なる法体系の中で一貫した実施を行うためには原則として基本的な判定基準は言葉で示されなければならないということに合意した。

41. 小委員会は、カナダの専門家及びCEFIC及びEIGAの代表に対して、次回会合に文書でこのアプローチによるエアゾールに関する判定基準を示すか、あるいは高圧化学品を含む第2.3章の改訂の一部としてそれを行うようにするか求めた。

IV. 危険有害性の情報伝達に関する課題（議題3）

A. 小さな包装のラベル

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2017/5 (CEFIC)

非公式文書： INF.23 (United States of America)

42. 小委員会は、非公式作業班がST/SG/AC.10/C.4/2017/5にあるラベルの例について検討したこと及びINF.23における修正、さらに議論で出されたその他のコメントに注目した。出されたコメントに照らして、非公式作業班は次回会合に改訂した提案を出すであろうと告げた。

43. CEFICの代表は専門家に対して、他の例を開発すべきかどうかの検討をするように求めた。

B. 附属書 1 から 3 の改善および注意書きのさらなる合理化

44. 小委員会は、非公式作業班が最後の会議で医療対応に関連した注意書き及び「子供の手の届かないところにおくこと」の絵表示について検討したことに注目した。

45. 医療対応の注意書きに関する作業は推奨された注意書きの翻訳可能性について検討していること、さらに非公式作業班が次回会合に公式文書を提出するつもりであることが注目された。

46. 小委員会は、「子供の手の届かないところにおくこと」の絵表示に関して、非公式作業班が議論及び欧州、米国、中国、ブラジル、南アフリカで実施された AISE の絵表示に関する理解度試験の結果に基づき、いくつかのオプションについて検討を行ったことに注目した。その結果、AISE 及び日本の絵表示が選択された。非公式作業班は GHS 附属書 3、第 5 節にこれらの絵表示を含める提案を小委員会に提出すること、さらに GHS ラベルに絵表示を使用する可能性についてさらに検討することに言及した。

47. 小委員会は、時間がないことから、非公式作業班が次回会議への P501 ソートスターター文書の検討を延期したことに言及した。

C. 「成分割合比率」の使用：附属書 4、A4.3.3.2.3 の検討

48. 本議題には文書が提出されなかったため、検討されなかった。

D. その他

1. 消費者製品のラベル

非公式文書： INF.5 (AISE)

49. 小委員会は、AISE の代表により提供された情報を歓迎し、調査の結果に注目した。大方の専門家は GHS の危険有害性情報の伝達を改善するための方法を模索するこの作業の継続を支持した。欧州連合外で同様の調査を行うと役に立つと考える専門家もいた。

2. 附属書 7、例 1~7 の修正

非公式文書： INF.19 (UNITAR)

50. 小委員会は、提案された GHS 附属書 7 の例 1~7 の修正および訂正に注目し、専門家に対して UNITAR の代表にコメントを送るように求めた。

3. SDS における小項目の番号

非公式文書： INF.24 (RPMASA)

51. 小委員会は、RPMASA による前回会合以来の SDS 小項目の番号化に関する調査結果のまとめに注目した。専門家は本課題に関する情報提供を続けるよう求められた。

V. GHS の実施（議題 4）

A. GHS にしたがって分類した化学品リストの開発

文書： ST/SG/AC.10/C.4/2017/4 (United States of America)

非公式文書： INF.22 (United States of America)

52. 発言した専門家及び工業界の大多数は、小委員会の保護の下で GHS にしたがって分類された化学品の非強制リストの概念を支持した。他の組織と比べて、小委員会が分類を行い更新するための能力、専門性及び資源に疑問を呈するものもいた。しかし何人かの専門家は、多くの専門技術や資源が国や地域レベルですでに投入されていることから、調和された分類を成し遂げる方法として既存の資源、データ及び専門技術（例、既存のデータベース及び OECD eCHEM portal のようなプラットフォーム、WHO/ILO 化学安全カード、進行中の国あるいは地域の分類作業及びデータベース、TDG モデル規則の危険物リストなど）を積み上げることはできそうだと考えた。彼らはまた、このようにリストを開発する段階で GHS 分類判定基準を適用する困難さを発見し訂正する機会があるかもしれないと感じた。

53. 何人かの専門家は、所管官庁や業界ですでに特別な課題が認識されている物質から作業を始めた方が良かったとした。調和された分類の物質リストを作ることから始める方が良いと考えるものもいた。議論の多い物質を検討すべきではないと考え、既存の法的に強制力あるリストでの分類結果の矛盾を如何に解決するかを懸念するものもいた。

54. 議論の後、小委員会は非公式作業班に対して、出されたコメントを考慮して先に進むために提案やアイデアを探求するように求めた。

B. 実施状況報告

1. GHS: 実施状況相違の解釈

非公式文書： INF.17 (Sweden)

55. 小委員会は調査の結果を歓迎し、健全な化学品管理を達成するため強力な国際的協力に対して国々から幅広い支持があるにもかかわらず、国レベルではいくつかの国で GHS 実施に対していくつかの推進力及び障害が今なお続いていることに注目した。調査によると国の財政や法制能力と GHS 実施状況の間には明らかな関係がありそうなことも注目された。法を作り導入する能力及び立法者の持続的な能力強化の可能性が GHS 導入を成し遂げるための重要な要因のようである。

2. コスタリカ

非公式文書： INF.18 (Secretariat)

56. 小委員会は、コスタリカにおける 2 つの行政命令の発行及び施行さらに関連する技術的な規則、GHS 改訂第 6 版の規定の導入に関する情報に注目した。

C. 他の団体及び国際機関との協力

57. 小委員会は、日本の METI が ASEAN と “ASEAN-Japan Chemical Safety Database (AJCSD) を共同開発し、これが 2016 年 4 月 28 日から全面運用開始していることに注目した。NITE が管理しているこのデータベースにはさまざまな国の分類データが含まれている。本年 7 月ミャンマーからの分類結果に 50 物質が追加された。現在のデータベースはミャンマー (90 化学品)、マレーシア (229 化学品) そして日本 (3034 化学品) の GHS 分類結果である。タイからの分類結果は将来含まれる予定である。

D. その他

58. 本議題には文書が提出されなかったため、検討されなかった。

VI. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題 5)

59. 本議題には文書が提出されなかったため、検討されなかった。

VII. 能力強化 (議題 6)

60. UNITAR の代表は、GHS 実施戦略の開発に関連したプロジェクトが 2017 年 4 月及び 6 月にウズベキスタン及びギニア共和国でそれぞれ始まり、さらなる情報は小委員会の次回会合で提供すると述べた。

VIII. その他 (議題 7)

A. 非公式作業班の作業

非公式文書： INF.16 (Chair and Vice-chair persons)

61. 小委員会は、INF.16 パラグラフ 8 にある非公式作業班の作業に関する提案を承認した。

B. TDG 及び GHS 小委員会の合同会議

62. 小委員会は、2018 年 7 月に共通利益のトピック（例、GHS 第 2.1 章の検討）について一緒に議論するために共同会議を開催することが適当であると、TDG 小委員会と合意した。両小委員会の議長は、事務局と相談の上、文書の提出締切り後に、必要な日時及び検討すべきトピックについて決定するであろう。

C. Mr. O. Kervella (Secretariat) および Ms. G. Ericsson (European Union) への謝辞

63. すでに前回会合でアナウンスされたように ST/SG/AC.10/C.4/66, para. 54 を参照）、Dangerous Goods and Special Cargoes Section of the UNECE Sustainable Transport Division のチーフ Mr. O. Kervella が第 52 回 TDG 小委員会開催中に 62 歳の定年に達したことが、小委員会に告げられた。

64. Mr. O. Kervella はほとんどのキャリアを危険物輸送及び化学品管理に関連した国連システムのなかで捧げた。彼は 1982 年 10 月に UNECE で働き始め、1987 年には IMO に参加し、1992 年に UNECE に戻った。

65. 小委員会は、35 年にわたる彼の成した全ての仕事に、また特に 90 年代初めの初期段階から 1999 年の小委員会の創設まで GHS の開発における彼の参加に、さらに委員会が円滑に機能するための不断のアドバイスに対し深く感謝の意を表した。

66. 小委員会はまた、初めはスウェーデン代表の一員として、次には欧州連合の代表として小委員会に尽くした Ms. G. Ericsson が、もうすぐ退職することから、最後の小委員会に出席していることも知らされた。小委員会は、GHS の開発に対する彼女の貢献に感謝の意を表し、彼女の長く幸せな退職を祈った。

IX. 報告書の採択（議題 8）

67. 小委員会は事務局により準備された案に基づいて第 34 回会合の報告書を採択した。

附属書

[English only]

GHS 改訂第 7 版への訂正 (ST/SG/AC.10/30/Rev.7)

1. **Chapter 2.2, paragraph 2.2.2.1, first sentence**
For in in Category 1A read in Category 1A
 2. **Chapter 2.16, paragraph 2.16.4.1, second text box from the top**
For aluminum read aluminium
 3. **Annex 3, section 2, table A3.2.2, precautionary statement P212, column (2)**
For desensitized read desensitizing
 4. **Annex 3, section 3, paragraph A3.3.2.2.2, last sentence**
For open flame read open flames
 5. **Annex 3, section 3, heading A3.3.5 and paragraph A3.3.5.1**
Delete
 6. **Annex 3, section 3, matrix table on page 328 of the English version**
For OXIDIZING LIQUIDS (CHAPTER 2.13) read OXIDIZING SOLIDS (CHAPTER 2.14)
 7. **Annex 3, section 3, matrix table acute toxicity (inhalation), category 3, hazard statement**
For H311 read H331
-